

令和7年度第1回中野区公契約審議会 議事概要

1 開催日時

令和7年8月22日（金） 15時00分～16時15分

2 会場

中野区役所7階 701・702会議室

3 出席者

委 員 武藤 博己（会長）、阿世賀 和子（会長職務代理）、西村 剛敏（委員）、

大村 清保（委員）、菊池 亮（委員）、田村 忠久（委員）

事務局 濱口 求（総務部長）、滝浪 亜未（契約課長）

4 傍聴人

6名

5 諒問

令和8年度（2026年度）労働報酬下限額について

6 議事

（1）令和6年度（2024年度）中野区公契約条例の運用結果について

（2）令和7年度（2025年度）中野区公契約条例の運用状況等について

（3）令和8年度（2026年度）労働報酬下限額について

7 議事内容（主な意見等）

（1）令和6年度（2024年度）中野区公契約条例の運用結果について

事務局から、令和6年度の中野区公契約条例適用対象契約について説明した。また、同契約を受託した事業者を対象に行ったアンケート結果の概要を説明した。

委員の主な意見・質問等	事務局の説明・回答
工事契約における請負者からの報告では、一つの契約で「上記以外の職種、未熟練工等」の職種が複数見受けられる。	国交省が分類する51職種に該当しないものは全て「上記以外の職種、未熟練工等」として報告される。
それらの報告額は、労働報酬下限額からは大幅な上乗せとなっており、未熟練工ではないと推察される。適切に分類されているとは思うが、他職種が混ざっていないか懸念がある。	(意見)
建設キャリアアップシステムでも、国交省の分類に該当しない業務に従事している労働者に関する問題が発生している。今回の報告を受け、改めて制度の矛盾が浮き彫りになったと感じる。	(意見)
これらの議論を踏まえ、事務局には「上記以外の職種、未熟練工等」の追跡調査を行ってほしい。	(要望)
事業者を対象としたアンケートにおいて、公契約条例が地域経済の活性化につながるとの回答が約7割であったことは、制度を導入した効果・意義が感じられよかったです。	(意見)
同じくアンケートにおいて、中野区の時給を参考にされたことで隣接市区の求人への応募が減少したため、時給を上げたとはどういうことか。	例えば事業者が中野区と杉並区の両方の業務を受託している場合、時給の高い中野区の求人への応募が集中し、結果として杉並区の求人への応募が減少したということだと考えられる。

(2) 令和7年度（2025年度）中野区公契約条例の運用状況等について
事務局から、令和7年度の中野区公契約条例適用対象契約について説明した。

委員の主な意見・質問等	事務局の説明・回答
委託契約は1年単位と決まっているか。	長期継続契約などの例外を除き原則は单年度契約であるため、契約期間は長くても4月1日から翌年3月31日までの1年間となる。

(3) 令和8年度（2026年度）労働報酬下限額について
事務局から、東京都最低賃金や中野区会計年度任用職員の報酬、東京23区の労働報酬下限額について説明した。また、令和8年度の労働報酬下限額について、最低賃金改定目安額や人事院勧告等を基に複数の考え方を提示した。

委員の主な意見・質問等	事務局の説明・回答
最低賃金は上昇し続けており、今回の答申は過去最大の引き上げとなった。人事院勧告でも初任給は引き上げとなっており、賃金上昇の流れが根付いていると感じる。	(意見)
令和7年度の労働報酬下限額の引き上げ額は70円に抑えたが、会計年度任用職員（用務・調理）と100円の差が生じてしまった。物価上昇等の社会情勢を踏まえれば、今回大幅に引き上げないとこの差がより広がってしまうと考える。	(意見)
令和7年度は、隣接区の杉並区や新宿区で大幅な引き上げとなった。このままでは中野区で働くうと思つてもらえない可能性がある。	(意見)
実際の求人においては、各区のバランスや市場価格にも左右される。例えば中野・杉並地区を一帯的に捉え、令和7年度の杉並区の労働報酬下限額1,400円をベースとして、そこからどのように引き上げるかを検討するのも一つの考え方だと思う。	(意見)

委員の主な意見・質問等	事務局の説明・回答
<p>最低賃金は令和8年10月にも改定されると思われ、その引き上げも考慮すべきであるから、例えば今回の引き上げ率を2回乗じるなどの考え方も検討する必要がある。</p>	(意見)
<p>昨年度までの審議会では、会計年度任用職員（用務・調理）の報酬をベースとして検討してきた。最低賃金と労働報酬下限額の乖離による事業者負担の懸念は理解するが、昨年度までの議論の流れも踏まえ、同報酬額1,482円をベースとする考え方も引き続き検討すべきである。</p>	(意見)